

第四次北九州市高齢者支援計画
(平成27年度～29年度)分

特定施設入居者生活介護
公募説明会資料

平成27年7月22日(水)
北九州市保健福祉局介護保険課

目 次

○ 対象事業所・対象者について	P 2
○ 応募の受付期間・提出書類について	P 2～3
○ 今後の日程・選考方法と結果について	P 4
○ 整備の方針について（応募要件）	P 5
○ 留意事項	P 6～9
○ 禁止事項と欠格事項等について	P 9～10
○ その他の留意事項	P10
○ 問い合わせ及び書類の提出先について	P11
＜評価基準関係＞	
◎ 事業所整備の評価基準（審査の着眼点）及び配点	P12～17

1 はじめに（一般公募について）

- 本市では、第四次北九州市高齢者支援計画（平成 27 年度～29 年度）に基づき、特定施設入居者生活介護事業所の計画的な整備を公募により行います。審査基準や関係法令等を十分に理解の上、ご応募ください。

- **今回募集する事業所には、建設補助等の補助金はありません。**

2 公募の対象事業所について

- 今回募集する事業所は次のとおりです。

- **特定施設入居者生活介護
新設・新築の介護付有料老人ホームまたはサービス付き高齢者向け住宅
定員 80 名 × 3 事業所**

※ 応募要件の詳細については P5～P6 を参照

3 公募の対象者について

- 応募できる方は、次のとおりです。

- **法人であること（法人種別は問わない）**

※ 定款変更等が必要な場合は、現在法人を所管している監督官庁に事前に相談すること。

※ 新たに法人を設立する場合は、原則として応募書類提出までに完了すること。

※ P6～P9 の留意事項の内容にも留意すること。

※ 特定施設入居者生活介護の指定を受けても、社会福祉法人は設立できません。

4 応募の受付期間について

- 応募する予定の方は、申込意向確認書（別添様式）を前もって提出してください。

【申込意向確認書の提出期限】

平成 27 年 8 月 31 日（月） 17 時 15 分まで

（持参又は郵送のこと）

- ※ 申込意向確認書を提出されなくても応募は可能ですが、追加提出資料や応募方法の Q&A などは、この確認書をもとにお知らせすることがありますので、必ず提出してください。
- ※ 期限後、申込意向確認書の提出状況を北九州市ホームページで公表します。
(市のホームページのトップページの画面上部の「検索」に、「介護保険事業者の公募と整備計画」と入力し、検索してください)

○ 応募書類の提出期限は次のとおりです。

【応募書類の提出期限】

平成 27 年 10 月 30 日（金） 17 時 15 分まで 期限厳守

※ 必ず法人の担当者が持参すること。郵送不可。

※ 17 時 15 分を過ぎると受付できませんのでご注意ください。

- ※ 提出先は、北九州市役所 9 階 保健福祉局介護保険課です（詳しくは P11 参照）
- ※ 期限後、応募状況を北九州市ホームページで公表します（検索方法は前述のとおり）

5 提出書類について

- 別添「応募書類 様式集」の提出書類一覧表のとおり提出してください。
- 提出された書類等は返却しません。また、応募書類等の提出に要する経費について、本市は一切負担しません。
- 応募書類は、A4 判でファイリングしたものを

2 部（正本 1 部、副本 1 部） 提出してください。

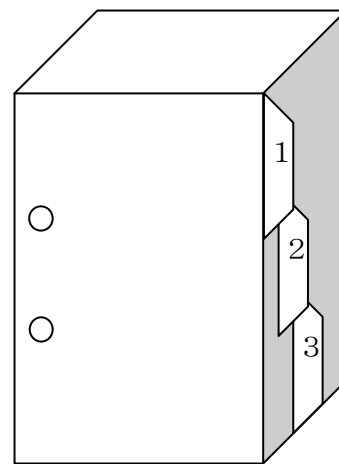
なお、副本は正本をそのままコピーしたもので構いません（原本証明は不要）。

- ※ D リングファイルを使用してください。
- ※ ファイルの表紙及び背表紙に、公募の種類「特定施設入居者生活介護の公募 応募書類」、法人名、正本・副本の別を記載してください。

※ 提出書類は、番号入り仕切紙（白紙に番号のインデックスを添付したもの）をはさみ、書類番号ごとに分けて綴り、ご提出ください。

※ 提出書類のうち、NO13「運営方針等の提案について」（様式 7-2、7-3、7-4、7-5）については、フォント・文字サイズは、HG 丸ゴシック・10.5P、文字の色は黒で統一してください。

- 提出書類は、市への提出分とは別に、法人用の控えもご準備ください。
- 応募書類ご提出の際は、提出書類のデータ（様式集「提出書類一覧表」のデータ欄に「●」があるもの全て）を保存した CD-R を併せてご提出ください（様式データの請求先は P11 参照）。
- 様式が定められている書類については、必ず今回配布分の様式を使用してください。過去の公募で配布した様式等は使用しないでください。



(正本について)

- 原本証明に押印する法人印は、印鑑証明の印影と同じものを使用してください。
- 契約書などは、本来、契約者同士で原本を保管するものなので、応募にあたっては写しの提出で構いません。また、その場合は代表者名で次のような原本証明をしてください。

(代表者名による原本証明の見本)

この写は原本と相違ありません。				
平成	年	月	日	
法人名	○	○	○	○
代表者名	○	○	○	○ 法人印

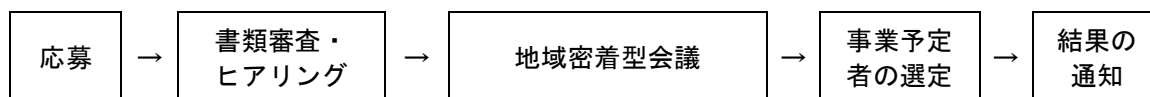
6 今後の日程について (予定)

平成 27 年 8 月 31 日	申込意向確認書の提出期限
平成 27 年 10 月 30 日	応募書類の提出期限
平成 27 年 11 月上旬～ 平成 28 年 1 月上旬	書類審査・ヒアリング
平成 28 年 1 月中旬～下旬	地域密着型サービスに関する会議（以下、「地域密着型会議」）での専門的な検討
平成 28 年 2 月上旬～中旬	事業予定者の選定・結果の通知
平成 28 年 2 月中旬～ 平成 28 年 3 月中旬	図面協議（サービス付き高齢者向け住宅の場合は建築部局とも協議要）
平成 28 年 3 月下旬～ 平成 29 年 3 月下旬	建築確認申請、建築工事業者の選定（指名競争入札等）、工事着工 介護保険法に基づく指定申請 老人福祉法に基づく有料老人ホーム設置届出（サービス付き高齢者向け住宅は免除） 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく登録申請（サービス付き高齢者向け住宅の場合のみ） 竣工（～平成 29 年 2 月末） 申請書類審査、現地確認等（～平成 29 年 3 月中旬）
～平成 29 年 4 月 1 日	指定（事業開始）

7 選考方法と結果について

- 事業予定者の選定は、市民や学識経験者等で構成された「地域密着型会議」で専門的な検討を行い、その意見を聞いた上で市が決定します。
- 審査にあたっては、評価基準（P12～）に沿って審査を行います。
- 選定結果は、応募された全事業者へ文書で通知するとともに、北九州市ホームページで公表します。（平成 28 年 2 月上旬～中旬を予定。トップページ画面上の検索欄に、「介護保険事業者の公募と整備計画」と入力し、検索してください）

- なお、審査結果によっては、募集数に満たない場合であっても、事業予定者が選定されないことがあります。(P12 参照)



- ※ 事業予定者として選定された場合、地域密着型会議で指摘された事項（改善が必要なもの）については必ず改善を行ってください。

8 整備の方針（応募要件）について

■ 特定施設入居者生活介護事業所の整備方針（応募要件）

- 新設・新築の有料老人ホームまたはサービス付き高齢者向け住宅で、特定施設入居者生活介護（混合型）の指定を受けようとするもの。
- 介護予防事業所（介護予防特定施設入居者生活介護）としても併せて指定を受け、一体的に運営を行うこと。
- 事業所の募集数は、3事業所とする。
- 1事業所の定員は80名とする。（原則、全室個室）
- 募集圏域は、北九州市内全域とする。
- 応募は、1法人につき1事業所とする。
- 事業所の開設予定地は、各種法令等を遵守し、原則、平成29年2月末までに竣工し、平成29年4月1日までに開設できる場所であること。
 - ※ 開設予定地が都市計画法など各種関係法令の規制にかかる場合、原則として公募申請前までに関係部署との協議を終え、確実に建設ができる状況にしておくこと。
 - ※ 市街化調整区域については、平成19年の都市計画法の改正により、開発許可が必要になり、建設可能な場所が限られているので留意すること。建設可能であるかどうかについては、北九州市建築都市局宅地指導課などの関係部署と十分協議すること。なお、北九州市開発審査会審査基準第17号に係る担当部局からの副申については、出すことができない。
- 「介護保険法」、「北九州市介護サービス等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」、「老人福祉法」、「北九州市有料老人ホーム設置運営指導指針」の基準に適合すること。サービス付き高齢者向け住宅の場合は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の基準にも適合すること。
- 事業所の形態は、他の指定地域密着型サービス事業等と併設するなど、特に形態は問わない。ただし、住宅型有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けないサービス付き高齢者向け住宅を含む）との合築は認められない。なお、下記の事業所を併設または近接地に整備する場合は、選考に際し加点を行う。
 - ・看護小規模多機能型居宅介護事業所（5点）

- ※ 併設する事業については、それぞれの指定基準等を満たす必要がある。
- ※ 近接地とは、特定施設入居者生活介護事業所から 1Km 以内の場所とする。
- ※ 応募書類提出後の変更は認められない。
- ※ 上記の事業所を併設または近接地に整備する場合であっても、加点前の評価結果が評価基準の要件を満たしていない場合は選定しない。（評価基準の要件については P12 参照）
- ※ 市街化調整区域の場合は併設ができない場合があるため、事前に本市建築都市局宅地指導課など関係部署に確認すること。

【併設する指定地域密着型サービス事業等の例】

- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所
- ・ 訪問介護事業所、通所介護事業所、短期入所生活介護事業所、居宅介護支援事業所（介護予防サービス含む）
- ・ その他社会福祉事業、地域福祉のモデル的事業に伴う設備 など

- 安全対策の観点から、法令上の義務の有無を問わず「スプリンクラー設備」「自動火災報知設備」「火災通報装置」を整備すること。
- 「環境未来都市」を掲げる本市の取組みの推進を図る観点から、評価項目の「ハード面・ソフト面での施設の特徴」の中に「環境への配慮」を加え、評価する。
- ※ その他の必要な事項は、別記の留意事項、評価基準のとおり。

9 留意事項

(1) 応募者について

下記の条件を満たしている法人であることを応募の条件とします。

(共通事項)

- 介護保険法第 70 条第 2 項各号及び第 115 条の 2 第 2 項各号に該当しないこと。
- 北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 11 条第 1 項に定める者及び団体に該当しないこと。

(既存法人の場合)

- 本市が定める指定条件を満たしていること。
 - ・ 法人が経営する事業所に対し、国・県・市により指導・監査が行われた場合は、指摘事項を改善していること。
 - ・ 介護給付費等返還金がある場合は、誠実に返還していること。
- 法人として、適正かつ安定した経営を維持していること。
- 応募について、株主総会、理事会等の議決等により、正式な意思決定を経ていること。
- 定款変更が必要な法人については、応募前に変更する必要はないが、変更手続きの見込みについて、あらかじめ法人を所管している監督官庁に相談していること。
- 第三者評価を受けている、または受ける予定であること。

(新たに法人を設立する場合)

- 原則として、応募書類提出までに法人設立を完了すること。
- 法人として、適正かつ安定した経営を維持できる見込みがあること。

(2) 資金計画について

- 事業所整備等に必要な資金の確保については、関係法令等を十分に理解して資金計画を立ててください。
- 資金状況確認のため、法人の預貯金残高証明（平成27年10月1日現在のもの）をご提出いただきます。その他、必要に応じて書類の提出を求められることがあります。

(3) 資金の借入先について

- 借入先については、民間金融機関のうち、ゆうちょ銀行・都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信用金庫・信用組合・信託銀行、または政府系金融機関（日本政策金融公庫・商工組合中央金庫等）としてください。
- 社会福祉法人については、資金の借入先が制限される場合がありますので、公募に応募する旨を含め、事前に法人の監督官庁に確認をしてください。

(4) 運転資金について

- 事業所の運営収入が確保されるまでの運転資金として、次の額に相当する現金、普通預金または当座預金等を、自己資金として確保していることを応募の条件とします。(銀行等からの借入は不可)

◎ **併設事業も含め、年間事業費の12分の3以上に相当する額**

※ 年間事業費は、応募書類 NO25「資金収支（見込）計算書」（様式8）の「支出計⑦」を算定基礎としてください。

※ 年間事業費は、1年目の収支を基礎として差し支えありませんが、12分の3は最低基準であり、開設前からの職員採用なども想定して、実際に必要な運転資金を確保してください。

(5) 資金収支計画について

- 資金収支計画については、事業開始から2年間の計画を立ててください。
- 同時に整備する併設事業がある場合は、すべての併設事業について、それぞれ2年間の資金収支計画を立ててください。
- 収入や支出については、各事業者の経営方針で計画的な見込みを立てて、利用者確保の見込み（稼働率）や、人員配置、職員の採用計画などにに基づき算定してください。

(6) 建設工事について

- 公募選定後の建設工事の契約について、社会福祉法人は、指名競争入札等を行ってください。社会福祉法人以外の法人は、入札によらず建設業者を選定することも可能です。
- 今回提出する見積書について、社会福祉法人は、事前に建設業者を決定することができないため、設計業者によるものとし、建設業者の見積書は不可とします。社会福祉法人以外の法人は、どちらの見積書でも可とします。

- 原則として、開設予定日（各月1日）の1ヶ月前までに竣工してください。

(7) 土地・建物について

- 土地・建物については、事業実施に支障がないか等を事前に関係部局等に相談し、応募書類のNO29「事業所開設予定地の状況」（様式11-2）に相談日時、担当者、相談結果を記載してください。特に「都市計画法」や「消防法」等の改正にはご注意ください。
- 建設用地については、当該土地に抵当権等の事業所存続の支障となりうるような権利設定がないようにしてください。既に権利設定されている場合は、その権利が確実に抹消できるようにしてください。
- 建物は、居室等の面積や必要な設備の有無などが、「介護保険法」、「老人福祉法」、「北九州市有料老人ホーム設置運営指導指針」、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（サービス付き高齢者向け住宅の場合のみ）に基づく設備基準等に適合するとともに、「建築基準法」、「消防法」、「福岡県福祉のまちづくり条例」などの各種法令等に適合する必要があります。
- 建物の図面については、市からの設計変更の要請によるものを除き、原則、公募選定後の変更は認めないため、あらかじめ関係法令等への適合について確認するとともに、事業運営を開始した際に建物を使用することとなる現場職員等の意見を踏まえて作成したものを提出してください。
- 有料老人ホームで土地・建物（新築後）を賃借する場合は、北九州市有料老人ホーム設置運営指導指針「5 立地条件の(3)及び【表：借地、借家契約の要件について】の契約の要件を満たしておいてください。また、賃借権、地上権の設定を行ってください。

【土地を購入により取得する場合】

応募の段階では所有権を有していなくても、売買が確実であることが確認できればよい。その場合は、条件付契約書（※）などを添付すること。

【土地・建物（新築後）を賃借する場合】

応募の段階では賃借が開始されていなくても、賃借が確実であることが確認できればよい。その場合は、条件付契約書（※）などを添付すること。

（※）条件付契約書とは、公募で選定されなかった場合は、契約等が無効であることなどを明記したものです。

(8) 地域住民等への説明について

- 事業運営のために地域住民等の連携が必要ですが、建物を建設することについても事前に了承を得られるようにしておいてください。
- 地域住民等への説明の範囲（実際に近隣に居住している住民のほか、自治会や町内会などの組織等）については、地域の実情を十分に把握したうえで検討してください。必要な範囲への説明を応募前に完了しておいてください。
- 地域住民等については、建物と事業内容等についての説明を行い、その説明経過と了承の有無を記載した書類及び同意書を提出してください。（応募書類NO39（様式12-1）、NO40（様式12-2）、NO41（様式12-3）、NO42（参考様式））
- 地域住民等への説明経過については、隣接地権者・地域住民ごとに記載してください。（応募書類NO40（様式12-2））
- 隣接地権者（法務局で確認のこと）については、説明経過と了承の有無を記載した書類を提出してください。（応募書類NO39（様式12-1）、NO40（様式12-2））

- 隣接地権者の範囲は、道路や水路などを隔てた地権者も含まれます。また、隣接地権者と隣接住民が同一でない場合は、両方に説明が必要となりますので、ご注意ください。

※ 地域住民等への説明は、同意書を形式的に求めるものではなく、事業所建設や事業が円滑に進められるように、そのことを地域住民等が十分に理解し、協力が得られる状態であることが重要です。

(9) 事業所の人員について

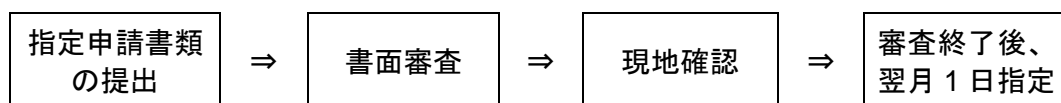
- 開設までに所要の人員を確保できるよう、事業所職員の採用時期や募集期間等、事業所の開設時期や工期について、十分にご検討ください。
- 事業所職員は、事前研修の期間を考慮して採用してください。

(10) 提案書の評価基準について

- 提案書は、応募法人の当該事業所に対する考え方や取組みの具体性等を評価するものです。
- 他の法人の提案書から転用していることが判明した場合は、失格となることがあります。
- 提案書の大部分が外部の著書（インターネットを含む）の文言を引用している場合は、評価されないことがあります。

(11) 「介護保険法」に基づく指定、「老人福祉法」または「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく届出について

- 公募で選定された事業予定者は開設（指定）予定の前々々月末までに次の申請・届出を行ってください。
 - ・ 「介護保険法」に基づく（介護予防）特定施設入居者生活介護の指定申請
 - ・ 「老人福祉法」に基づく有料老人ホーム設置届出（サービス付き高齢者向け住宅は免除）
 - ・ 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく登録申請（サービス付き高齢者向け住宅の場合）
 - ※ 登録申請の前に、建築都市局住宅計画課との協議が必要です。
- 「介護保険法」に基づく指定日（開設日）は、原則として審査終了後の翌月 1 日となります。



10 禁止事項と欠格事項等について（重要事項）

- ① 地域密着型会議の検討の前に、次の行為を行なった場合、審査を行うことなく失格とする。
 - ・ 会議の構成員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、または接触した場合
 - ・ その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
- ② 書類の提出期限後（地域密着型会議まで）は、次に該当する場合、審査を行うことなく失格とする。
 - ・ 提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
 - ・ 重要な事項（建設場所・事業種別・定員・資金の確保等）の変更があった場合

- ・ その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

③ 地域密着型会議で検討し、市が選定した後に、次に該当する場合、審査結果にかかわらず失格とする。

- ・ 提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
- ・ 重要な事項（建設場所・事業種別・定員・資金の確保等）の変更があった場合
- ・ その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

④ 「北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」及び「北九州市介護サービス事業者等からの暴力団員等排除のための措置に関する要綱」に基づき、次に該当する場合は、選定前においては審査を行うことなく失格とし、また、選定後においては、審査結果にかかわらず失格とする。

- ・ 提出された役員等の名簿を福岡県警に照会した結果、暴力団員等に該当することが判明した場合
- ・ 上記では暴力団員等に該当することが判明せず、事後に暴力団員等に該当することが判明した場合

【失格事例】

- ・ 別の公募における他の法人が作成した提案書を、ほぼそのまま転用していることにより失格となった。

1 1 その他の留意事項

- 応募者は、応募書類の提出をもって、応募条件等の公募内容を承諾したものとみなします。
- 応募者から提出された応募書類等の著作権は、それぞれの応募団体に帰属します。
- 応募書類の提出に要する経費については、選定結果にかかわらず、本市は一切負担しません。
- 応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(選定前までの辞退について)

- 書類の提出期限後、事業予定者の選定前までに、やむを得ない事由等で辞退する場合は、辞退理由を明記の上、法人名・代表者名の署名、法人印の押印のある辞退届（様式任意）を提出してください。

(選定後の辞退について)

- 事業予定者として選定された後に辞退することは、本市の行政計画全体に大きな支障を来たすこととなります。その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。
- 事業予定者名は選定後に公表するため、その後に辞退する場合は、法人名・代表者名・辞退理由等の公表を行います。また、必要に応じて地域密着型会議等で説明を行っていただくことがあります。

12 問い合わせ及び書類の提出先について

- ご不明な点等は、原則として FAX（別紙様式「質問票」）でお問い合わせください。内容によって折り返し回答または Q&A として回答します。
- 相談等で来庁する場合は、必ず事前に連絡の上、日時の予約を入れてください。また、設計事務所や不動産業者等による単独での相談は受け付けていませんので、必ず法人責任者が同行してください。
- 公募に関する応募状況、審査状況等については回答できません。

【問い合わせ先・書類の提出先】

〒803 - 8501 北九州市小倉北区域内 1 番 1 号 （北九州市役所 9 階）

北九州市保健福祉局介護保険課 施設サービス係

担 当 西島、加治

電 話 093 - 582 - 2771 F A X 093 - 582 - 2095

E-mail ho-kaigo@city.kitakyushu.lg.jp

※ 応募書類の様式データ（Word、Excel）は、上記 E-mail アドレスへご請求ください。
メールの表題を「特定施設公募 応募様式請求」としてください。

評 価 基 準

以下の要件を満たさない場合は、募集数に達していなくても選定されません。

◎ 基本項目について

すべての項目において、基準に適合していること。

◎ 評価項目について

評価結果が、基準点（60点）以上であること。

事業所整備の評価基準(審査の着眼点)

【基本項目】 ◎ 審査基準に適合しているかどうかを審査する項目 (必須要件)

■事業所設置者(法人)に関するもの

大項目	中項目	主眼・着眼点
共通事項	介護保険法に基づく欠格条件	介護保険法第70条第2項各号及び第115条の2第2項各号に該当しないこと
	介護サービス事業者等からの暴力団員等排除のための措置に基づく欠格条件	「北九州市介護サービス等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」(以下「基準条例」という)第11条第1項に定める者及び団体に該当しないこと
既存法人	本市が定める指定条件	法人が経営する事業所に対し、指導・監査が行われた場合は、指摘事項を改善していること 介護給付費等返還金がある場合は誠実に返還していること
	事業経営の実績	法人として適正かつ安定した経営を維持していること
	第三者評価	第三者評価を受けている、または受ける予定であること
新たに法人を設立する場合	応募書類提出までの法人設立	応募書類提出までに法人設立を完了すること
	事業経営の見込み	法人として適正かつ安定した経営を維持できる見込みがあること

■施設運営の確実性に関するもの

大項目	中項目	主眼・着眼点
資金計画等	資金の確保	事業所整備の資金確保が確実であること。 また、運転資金は併設事業も含め、年間事業費の12分の3以上の資金を確実に確保できること
	償還計画及び収支計画	償還計画を含めた収支計画が適正であること
土地・建物	開設予定地	事業所の開設予定地については、各種法令等に従い、原則平成29年2月末までに竣工し、平成29年4月1日までに開設できる場所であること
	土地・建物の確保	土地・建物は、自己所有または賃貸借契約書等で確実に確保できることが確認できること(建物は新築すること) ※有料老人ホームで土地・建物(新築後)を賃借する場合は、北九州市有料老人ホーム設置運営指導指針「5 立地条件の(3)及び【表:借地、借家契約の要件について】の契約の要件を満たすこと。また、賃借権、地上権の設定を行うこと。

■施設運営の確実性に関するもの(つづき)

大項目	中項目	主眼・着眼点
土地・建物	土地の各種法令等適合	土地は、土砂災害区域等に指定されていないなど、各種法令等に適合していること
	建物の各種法令等適合	建物は、居室等の面積や必要な設備の有無などが建築基準法、消防法など各種法令等に適合すること(福岡県福祉のまちづくり条例にも適合すること)
地域との関係	地域住民に対する説明	地域の実情を十分に把握したうえで、地域住民(実際に近隣に居住している住民のほか、自治会や町内会などの組織についても)に対する説明が十分になされ、理解と賛同が得られるようにしていること
	隣接地権者に対する説明	隣接地権者に対する説明が十分になされ、理解と賛同が得られるようにしていること
協力医療機関	協力医療機関の確保	協力医療機関・歯科医療機関が確保できることが確実であること

■指定基準等に関するもの

大項目	中項目	主眼・着眼点
(介護予防)特定施設入居者生活介護	入居定員	1事業所の定員は80名であること(原則、全室個室)
	介護予防事業	介護予防特定施設入居者生活介護の指定も併せて受け、一体的に運営を行うこと
	指定基準等への適合	「介護保険法」等に基づく指定基準(人員基準・設備基準・運営基準)、「北九州市介護サービス等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」、「老人福祉法」、「北九州市有料老人ホーム設置運営指導指針」、サービス付き高齢者向け住宅の場合は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の基準に適合すること

事業所整備の評価基準(審査の着眼点)及び配点

【評価項目】 ◎ 審査において評価される項目

評価項目				配点
大項目	様式NO	中項目	主眼・着眼点	
基本方針	1	法人の経営理念	介護保険事業を営む事業者としての経営理念(特定施設入居者生活介護及び有料老人ホームまたはサービス付き高齢者向け住宅の意義や役割を踏まえたもの)	4
	2	施設の基本方針	経営理念を具体化した事業所運営の基本方針	4
	3	利用者への情報提供、情報公開	利用者・家族にとって必要な情報の提供や説明及び情報公開、適正な表示等について基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策	3
	4	利用者一人ひとりへのサービス提供	利用者本位の立場から、利用者一人ひとりへの個別・具体的なサービス提供を行うための基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備・家具等ハード面の取組み	3
	5	サービスの質の向上策	利用者の立場に立ちながら、質の高いサービスが提供し続けられるための基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策	3
	6	人材の確保と定着	事業所で働く職員の人材確保と定着率の向上について基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備・家具等ハード面の取組み	3
	7	職員の育成、職場環境	事業所で働く職員のやる気や満足度を高めるための職場の環境づくりなどについて基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備・家具等ハード面の取組み	3
利用者保護対策	8	利用者の尊厳の保持	人権・プライバシーの保護、おむつはずし、その他日常生活における利用者の尊厳の保持について基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備・家具等ハード面の取組み	4
	9	苦情解決の仕組み	様々な苦情に対する解決の仕組みについて基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策	3
	10	事故防止対策及び事故発生時の対応	誤嚥や転倒などの日常的な事故やその他様々な事故の防止、事故発生時の対応・再発防止などに関する基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備・家具等ハード面の取組み	3
	11	衛生管理等の対策	日常的な衛生管理から感染症や食中毒等の発生時の対応・再発防止などに関する基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備・家具等ハード面の取組み	4

利用者保護対策	12	非常災害対策	基準条例に基づく自治会等との協力体制など、火災や天災など非常災害時等の危機管理に関する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備・家具等ハード面の取組み	4
	13	虐待防止対策、身体拘束廃止	虐待防止や虐待対応、身体拘束廃止に関する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策	3
	14	個人情報保護対策	個人情報保護に関する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備・家具等ハード面の取組み	3
将来を見据えた方針	15	地域との連携	開設予定地周辺の地域特性を踏まえ、地域住民や地域包括支援センター等との連携のほか、基準条例に基づき、自治会等の地縁による団体に加入するなどの地域社会に溶け込む工夫など、利用者のための地域連携について基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備・家具等ハード面の取組み	3
	16	地域住民への生活支援	地域の介護拠点として、利用者以外の地域住民に対して、住み慣れた地域で生活を継続していくための介護予防や併設事業、その他独自の取組みなどの支援策についての基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策	3
	17	認知症高齢者ケア	認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるための取組みなど、認知症高齢者ケアに対する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備・家具等ハード面の取組み	4
	18	医療と介護の連携	医療ニーズの高い利用者に対する医療と介護の提供について基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策	3
ハード面・ソフト面での施設の特徴	19	環境への配慮	「環境未来都市」を掲げる本市において事業所を開設する事業者としての、事業所整備・事業運営上の環境への配慮について、基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備・家具等ハード面の取組み	2
	20	施設面での特徴	食事・排泄・入浴など生活の場としての居住空間、くつろぎや交流の場、地域交流スペースやその他将来を見据えた創意工夫のある設計・設備や家具等ハード面の特徴	4
	21	その他創意工夫や取組みの特徴	ハード面・ソフト面を通じて、先見性・独自性に富んだ創意工夫や考え方などの特徴について、基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備・家具等ハード面の取組み	4
■基本方針・運営方針に関するもの(小計)				70

立地面・ 設置場所		立地面での特徴	住み慣れた地域、住宅地や利便性・安全性など、周辺環境・敷地の状況などの特徴	10
		設置場所	既存事業所等との距離や偏りのない事業所配置	3
その他		事業計画の具体性・実現性と継続性	事業計画を確実に実現し継続するための整合性等について、提案書とその他の応募書類との整合性、ヒアリングにおける提案内容等の確認の結果等を基に評価	17
■立地面・設置場所等に関するもの(小計)				30
合 計				100

※ 様式 NO は、応募書類 NO13 (様式 7-1) 「運営方針等の提案について」の各項目の番号です。
 ※ 下記の事業所を併設または近接地に整備する場合は、上記の評価項目の点数とは別に加点を行います。

・看護小規模多機能型居宅介護事業所 (5 点)

なお、上記の事業所を併設または近接地に整備する場合であっても、加点前の評価結果が評価基準の要件を満たしていない場合は選定されませんのでご注意ください。